

平成 21 年 5 月 27 日

各 位

神奈川県川崎市高津区坂戸 3-2-1
オンコセラピー・サイエンス株式会社
代表取締役社長 富田 憲介
(コード番号 4564 東証マザーズ)
(問い合わせ先) 取締役管理本部長 山本 和男
電話番号 044-820-8251

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月27日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第8回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)附則第 6 条第 1 項の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。そのため、現行定款第 7 条(株券の発行)の規定は不要となりますので、これを削除するとともに、条数の繰上げその他の条文の整備を行うものであります。
- (2) 「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」を株主総会における決議事項とすることに伴い、当社定款(変更案第 13 条)に買収防衛策の導入を株主総会の決議事項とする規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

- (1) 株券電子化に伴う変更
別紙 1 のとおりであります。
- (2) 「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」を株主総会の決議事項とすることに伴う変更
別紙 2 のとおりであります。

3. 本総会における付議の方法

以上記載した(1)、(2)の各変更については、個別の議案として本株主総会に付議する予定であります。

4. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)

以 上

(別紙 1)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
(株券の発行) 第7条 <u>当社は、その株式に係る株券を発行する。</u>	(削除)
(自己株式の取得) 第8条 (省略)	(自己株式の取得) 第7条 (現行どおり)
(株式取扱規程) 第9条 <u>当社の発行する株券の種類、株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、その他株式に関する手続並びに手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。</u>	(株式取扱規程) 第8条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。
(株主名簿管理人) 第10条 (省略)	(株主名簿管理人) 第9条 (現行どおり)
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
(定時株主総会の基準日) 第11条 <u>当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> 第12条～第16条 (省略)	(定時株主総会の基準日) 第10条 <u>当社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> 第11条～第15条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会 第17条～第22条 (省略)	第4章 取締役及び取締役会 第16条～第21条 (現行どおり)
第5章 監査役及び監査役会 第23条～第28条 (省略)	第5章 監査役及び監査役会 第22条～第27条 (現行どおり)
第6章 計 算	第6章 計 算
(事業年度) 第29条 (省略)	(事業年度) 第28条 (現行どおり)
(剰余金の配当) 第30条 <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u>	(剰余金の配当) 第29条 <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u>
(配当金の除斥期間) 第31条 (省略)	(配当金の除斥期間) 第30条 (現行どおり)

以 上

(別紙 2)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款*	変 更 案
第3章 株 主 総 会 (新設) 第13条～第15条 (省略) 第4章 取締役及び取締役会 第16条～第21条 (省略) 第5章 監査役及び監査役会 第22条～第27条 (省略) 第6章 計 算 第28条～第30条 (省略)	第3章 株 主 総 会 (決議の事項) 第13条 <u>当社の株主総会は、法令又は定款の定めた事項を決議することができる。</u> ② <u>当社の株主総会は、当株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)を決議することができる。</u> 第14条～第16条 (現行どおり) 第4章 取締役及び取締役会 第17条～第22条 (現行どおり) 第5章 監査役及び監査役会 第23条～第28条 (現行どおり) 第6章 計 算 第29条～第31条 (現行どおり)

* 別紙2「現行定款」記載の条数は、本年6月26日開催予定の第8回定時株主総会において、別紙1に記載の変更が、原案どおり承認可決された場合の条数となっております。

以 上